

1 調査研究の背景と目的

(1) 背景

「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という）」が平成 21 年に制定された。公文書管理法はわが国初の公文書管理に関する基本法であり、その制定はわが国の文書管理・アーカイブズの歴史において正に画期的な意義を有するものといえる。

同法はその第 34 条において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない」と規定した。地方公共団体に対しても、現用文書¹・非現用文書²を問わず、公文書の管理を適正にすることにより、「行政が適正かつ効率的に運用されるようにする」とともに、「現在及び将来の世代に説明する責務が全うされるようにする」ために公文書管理施策の策定・実施に関して努力義務が課されたわけである。

このような背景から、地方公共団体は、公文書等の管理・運用をどのように行うべきかについて検討することが必要となった。

(2) 目的

本調査研究は、多摩・島しょ地域市町村等の公文書管理方法の実態を調査・把握し、これら市町村の公文書の適正な管理・運用及び公文書館機能に係る施策を検討するうえで要求される取組について、具体的に明らかにしていくことを目的とする。

各市町村の実務担当者が知りたい事項の一つと思われる、公文書の圧縮・整理・廃棄方法についても触れることで、本調査研究をより活用性に富むものとする（第 4 章 2（10）参照）。

¹ 保存期間満了前の文書で、日常業務で利用している文書または日常の業務にはあまり利用することはないが業務の参考・証拠等として利用する可能性がある文書をいう。

² 保存期間が満了した文書で、日常業務ではほとんど利用しないが、歴史的に重要な文書として公文書館または同等の機能を有する部署へ移管された文書をいう。